

(福島市国民保護計画)

**参 考**



## 参 考

## 1 関係法令等

## (1) 法令・通達等

法令等の略称等	法 令 等 名
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成 16 年 6 月 18 日法律第 112 号)
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 (平成 16 年 9 月 15 日政令第 275 号)
市町村の国民保護等の推進に当たっての留意点	市町村の国民保護及び関連する防災施策の推進に当たっての留意点について (平成 18 年 3 月 17 日付け消防第 98 号、消防国第 7 号、消防運第 7 号、消防情第 68 号消防庁国民保護・防災部長通知)
消防機関における留意事項	消防機関における国民保護措置上の留意事項等について (平成 18 年 1 月 31 日付け消防第 7 号、消防災第 43 号、消防運第 2 号消防庁消防・救急課長、防災課長、国民保護運用室長通知)
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 (平成 25 年 10 月 1 日内閣府告示第 229 号)
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令 (平成 17 年 3 月 28 日総務省令第 44 号)
安否情報の収集等の留意事項	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」の施行並びに安否情報の収集及び回答に係る留意事項等について (平成 18 年 4 月 3 日付け消防国第 13 号消防庁国民保護・防災部長通知)
訓練交付要綱	国民保護訓練費負担金交付要綱 (消防庁 平成 17 年 6 月 1 日施行)
安全確保の留意点	生活関連等施設的安全確保の留意点 〔平成 17 年 8 月 29 日付け閣副安危第 364 号内閣官房副長官補 (安全保障・危機管理担当) 付参事官通知〕
動物の保護等に関する基本的考え方	動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方 (平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課)
現地調整所の在り方について	国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の在り方について (平成 19 年 4 月 16 日付け消防庁国民保護室)
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 (平成 15 年 6 月 13 日法律第 79 号)
事態対処法施行令	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令 (平成 15 年 6 月 13 日政令第 252 号)
第一追加議定書	千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 (議定書 I) (平成 16 年 9 月 3 日条約第 12 号)

参 考

法令等の略称等	法 令 等 名
赤十字標章等に係る事務運用ガイドライン	赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン 〔平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知〕
特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律 (平成 16 年 6 月 18 日法律第 114 号)
災害対策基本法	災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）
災害対策基本法施行令	災害対策基本法施行令（昭和 37 年 7 月 9 日政令第 288 号）
災害対策基本法施行規則	災害対策基本法施行規則（昭和 37 年 9 月 21 日総理府令第 52 号）
災害救助法	災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）
災害救助法施行令	災害救助法施行令（昭和 22 年 10 月 30 日政令第 225 号）
災害救助法施行規則	災害救助法施行規則 (昭和 22 年 10 月 30 日総理府・厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第 1 号)
災害救助事務取扱要領	災害救助事務取扱要領（厚生労働省社会・援護局保護課災害救助対策室）
避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針〔平成 25 年 8 月（内閣府）〕
原子力災害対策特別措置法	原子力災害対策特別措置法（平成 11 年 12 月 17 日法律第 156 号）
原子力災害対策特別措置法施行令	原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年 4 月 5 日政令第 195 号）
原子力災害対策特別措置法施行規則	原子力災害対策特別措置法施行規則 (平成 12 年 4 月 5 日総理府・通商産業省・運輸省令第 2 号)
石油コンビナート等災害防止法	石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年 12 月 17 日法律第 84 号）
石油コンビナート等災害防止法施行令	石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年 5 月 31 日政令第 129 号）
消防法	消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）
消防組織法	消防組織法（昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号）
火災・災害等即報要領	火災・災害等即報要領 (昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知)
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）

(2) 条例・規則等

条例等の略称等	条 例 等 名
市国民保護協議会条例	福島市国民保護協議会条例（平成18年3月30日条例第17号）
特別職の給与条例	福島市特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例 （昭和31年10月5日条例第23号）
市対策本部条例	福島市国民保護対策本部及び福島市緊急対処事態対策本部条例 （平成18年3月30日条例第18号）
給与条例	福島市職員の給与に関する条例（昭和38年3月22日条例第2号）
個人情報保護条例	福島市個人情報保護条例（平成13年3月28日条例第2号）
文書等管理規則	福島市文書取扱規程（平成5年3月25日訓令第4号）

(3) 計画等

計画等の略称等	条 例 等 名
市国民保護計画	福島市の国民の保護に関する計画。 市長が、県計画に基づき作成する市町村の国民の保護に関する計画をいう。市国民保護計画には、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等を定める。（国民保護法第35条関係）
市地域防災計画	福島市地域防災計画。 市防災会議が、防災基本計画に基づき作成する市の地域に係る市町村地域防災計画をいう。 （災害対策基本法第2条第1項第10号、第42条関係）
基本指針	国民の保護に関する基本指針（平成17年1月31日閣議決定）。 政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置の実施に関し、あらかじめ定めたものをいう。基本指針には、国民保護措置の実施に関する基本的な方針、都道府県の国民保護計画の作成並びに国民保護措置の実施に当たって考慮すべき武力攻撃事態の想定に関する事項、都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の方針に関する事項等を定めている。 （国民保護法第32条関係）
県計画	福島県の国民の保護に関する計画（平成18年3月31日閣議決定）。 福島県知事が、基本指針に基づき作成した都道府県の国民の保護に関する計画をいう。県計画には、県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めている。（国民保護法第34条関係） なお、関係機関の連絡先、統計資料及び関係規程等を取りまとめた【資料・様式編】を別に作成している。（平成19年3月30日）

参 考

計画等の略称等	条 例 等 名
情報伝達マニュアル	福島県民等保護計画に基づく情報伝達マニュアル（平成19年3月 福島県生活環境部） 県計画に基づき、情報の収集、伝達、住民等への提供について定めた。
避難マニュアル	福島県民等保護計画に基づく避難マニュアル（平成19年3月 福島県生活環境部） 県計画の基本的な方針等に基づき、避難の指示に関する調整、避難誘導の方法など避難に関する具体的な措置について定めた。
緊急通行車両の確認 手続等取扱要領	福島県における緊急通行車両の確認手続等取扱要領（平成19年3月12日施行） 国民保護法第155条第1項の規定に基づき、事態認定時において、県公安委員会が交通の規制を行った区間について、知事が緊急通行車両を通行させるための確認手続等について定める。なお、災害時も要領の対象とする。
緊急通行車両の確認 手続等運用マニュアル	緊急通行車両の確認手続及び災害等派遣等従事車両に対する有料道路料金の免除措置手続運用マニュアル（平成19年3月 福島県生活環境部） 緊急通行車両の確認手続等取扱要領の具体的な事務手続等を定めた。なお、災害時もマニュアルの対象とする。
救援又はその応援の 実施に関する協定	救援又はその応援の実施に関する協定書（平成19年10月31日協定締結） 国民保護法第77条第3項の規定に基づき、事態認定後において、福島県が日本赤十字社福島県支部に委託する医療の提供等の救援又はその応援の実施に関し必要な手続を定めた。
県石油コンビナート 等防災計画	福島県石油コンビナート等防災計画 （石油コンビナート等災害防止法第31条関係）
県NBC災害等連携 指針	福島県NBC災害等対処現地関係機関連携指針 （平成20年度福島県生活環境部）
県災害救急医療マニ ュアル	福島県災害救急医療マニュアル（平成9年福島県保健福祉部）
県緊急被ばく医療活 動マニュアル	福島県緊急被ばく医療活動マニュアル（平成16年度福島県保健福祉部）
県感染症予防計画	福島県感染症予防計画（平成16年度福島県保健福祉部）

## 2 用語等

当該計画における主な用語の意味は、次のとおりとする。

なお、緊急対処事態において読替える用語は、【 】書きとしている。

### (1) 関係機関等

用 語	意 味
指定行政機関	次に掲げる機関で事態対処法施行令で定めるもの。(事態対処法第2条第5号関係) 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関 2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局〔内閣府設置法第43条及び第57条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。〕その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるもの。(事態対処法第2条第6号関係)
指定公共機関	独立行政法人〔独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。〕、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令及び内閣総理大臣公示で定めるもの。(事態対処法第2条第7号関係)
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社〔地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第1条の地方道路公社をいう。〕その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人〔地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項の地方独立行政法人をいう。〕で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて県知事が指定するもの。 (国民保護法第2条第2項関係)
国対策本部	対処基本方針等が定められたときに内閣総理大臣が、当該対処基本方針等に係る対処措置の実施を推進するため、内閣法(昭和22年法律第5号)第12条第4項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に設置する事態対策本部【緊急対処事態対策本部】をいう。(事態対処法第10条、第23条関係)
県対策本部	都道府県国民保護対策本部【都道府県緊急対処事態対策本部】として設置する福島県民等保護対策本部【福島県緊急対処事態対策本部】をいう。(国民保護法第27条、第183条、福島県民等保護対策本部及び福島県緊急対処事態対策本部条例関係)
市対策本部	福島市国民保護対策本部【福島市緊急対処事態対策本部】をいう。 〔国民保護法第27条、第183条、市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部条例関係〕

参 考

用 語	意 味
市国民保護協議会	<p>福島市国民保護協議会をいう。市国民保護協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長の諮問に応じて市の区域に係る国民保護措置等に関する重要事項を審議すること</li> <li>2 1の重要事項に関し、市に意見を述べること</li> </ol> <p>(国民保護法第39条及び福島市国民保護協議会条例関係)</p>
消防機関	消防組織法第9条に掲げる消防本部、消防署及び消防団をいう。
消防本部	消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体をいう。
緊急消防援助隊	<p>消防庁長官の以下の1～3による求めに応じ、又は、4による指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、災害発生市町村に対する消防の応援等に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。</li> <li>2 消防庁長官は、1の場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、1の要請を待ついとまがないと認められるときは、1の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。</li> <li>3 消防庁長官は、1又は2の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の市町村長に対し、当該応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。</li> <li>4 消防庁長官は、1、2又は3の場合において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害で2以上の都道府県に及ぶもの、又は、毒性物質の発散その他緊急消防援助隊に関する政令（平成15年8月29日政令第379号）で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。</li> </ol> <p>(消防組織法第44条ほか)</p>
自主防災組織	<p>住民の隣保協働の精神に基づく自発的な防災組織をいう。</p> <p>(災害対策基本法第5条第2項関係)</p>



(2) 関係用語

用 語	意 味
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。(事態対処法第2条第1号関係)
緊急対処事態における攻撃	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為をいう。 (事態対処法第22条第1項、国民保護法第172条関係)
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。(事態対処法第2条第2号関係)
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。(事態対処法第2条第3号関係)
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。(事態対処法第1条関係)
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することにより国民の生命、身体及び財産を保護することが必要なものをいう。 (事態対処法第22条第1項、国民保護法第172条関係)
NBC攻撃	核兵器及び生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう(基本指針)。また、NBCテロとは、核物質(Nuclear)、生物剤(Biological)又は化学剤(Chemical)若しくはこれらを使用する兵器を用いた大量殺傷型のテロをいう(「NBCテロ対策の推進について」平成13年4月18日付け内閣官房副長官補付(安全保障、危機管理担当)通知)。
ダーティボム (汚い爆弾)	爆薬と放射性物質を組み合わせたものをいう。核兵器に比して小規模であるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。(基本指針)
対処基本方針等 【緊急対処事態対処方針】	武力攻撃事態等【緊急対処事態】に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針【緊急対処事態に関する対処方針】で、次の事項を定める。(事態対処法第9条第1、2項、第22条第1、2項関係) 1. 武力攻撃事態であること、又は、武力攻撃予測事態であること【緊急対処事態であること】の認定及び当該認定の前提となった事実 2. 当該武力攻撃事態等【緊急対処事態】への対処に関する全般的な方針 3. 対処措置【緊急対処措置】に関する重要事項
対処措置 【緊急対処措置】	対処基本方針【緊急対処事態対処方針】が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。(事態対処法第2条第8号、第22条第3項関係) 1. 武力攻撃事態等【緊急対処事態】を終結させるためにその推移に応じて実施する措置 2. 武力攻撃【緊急対処事態における攻撃】から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は、武力攻撃【緊急対処事態における攻撃】が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等【緊急対処事態】の推移に応じて実施する措置

用 語	意 味
国民保護措置	<p>対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第2条第3項に掲げる国民の保護のための措置(同項第6号に掲げる措置にあっては、対処基本方針等が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)及び事態対処法第22条第3項第2号に掲げる緊急対処保護措置をいう。</p> <p>(国民保護法第2条第3項、第172条第1項関係)</p>
要避難地域	<p>住民の避難が必要な地域。(国民保護法52条第2項第1号関係)</p>
避難先地域	<p>住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)(国民保護法52条第2項第2号関係)</p>
受入地域	<p>避難住民を受け入れるべき地域(国民保護法58条第3項関係)</p>
避難	<p>対策本部長の避難措置の指示を受けた要避難地域を管轄する知事が、要避難地域等の住民を避難先地域等(屋内避難を含む。)に逃がすこと。(国民保護法第52条、第54条関係)</p>
退避	<p>避難の指示が発令される前の時点で、目の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所(屋内を含む。)に逃れること。(国民保護法第112条関係)</p>
緊急物資	<p>避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置等の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。(国民保護法第79条第1項関係)</p>
緊急輸送路	<p>県が、県機関、市町村、物資受入れ港、福島空港及び隣接県の主要路線と接続する路線等を緊急輸送路として指定したもの。(「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章)</p> <p>緊急輸送路には、路線の確保する順位から以下の3つに区分される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第1次確保路線 県内の広域的な輸送に不可欠な高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、優先的に確保すべき路線。</li> <li>2 第2次確保路線 県地方対策本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき路線。</li> <li>3 第3次確保路線 第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路。</li> </ol>
広域陸上輸送拠点	<p>他都道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、市町村の物資受入れ拠点への積替え・配送を行うための陸上輸送の拠点として各地方振興局管内ごとに広域陸上輸送拠点を指定したもの。(「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章)</p>
中継施設	<p>避難実施時における運送車両への給油や避難住民の休憩等を行う場所を確保するため、避難経路等に隣接する道の駅等の既存施設を利用した施設をいう。</p> <p>(県計画)</p>

用 語	意 味
緊急通行車両	<p>国民保護法施行令第39条で準用する災害対策基本法施行令第32条の2に規定される緊急通行車両をいう。緊急通行車両は、次の車両であり、うち後者については、当該車両の使用者の知事又は県公安委員会に対する届出により、災害対策基本法施行細則第6条の定め例による様式の標章及び証明書が交付される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車</li> <li>2 住民の避難、緊急物資の運送その他国民保護措置を実施するため運転中の車両</li> </ol> <p>なお、知事は、緊急通行車両の確認手続等取扱要領及び緊急通行車両の確認手続等運用マニュアルに基づき緊急通行車両の確認手続を行う。</p> <p>（国民保護法第155条、災害対策基本法第76条第1項ほか）</p>
<p>避難施設</p> <p>※開設後は「避難所」と表記する。</p>	<p>住民を避難させ、又は、避難住民等の救援を行うため、国民保護法政令で定められた基準を満たす施設をいう。避難施設はあらかじめ知事が指定する。（国民保護法第148条第1項関係）</p> <p>国民保護法施行令第35条第1項に避難施設の基準として、公共施設又は公益的施設である①学校、公民館等の避難住民を収容することができる施設、②多数の避難住民の一時的避難場所に活用できるとともに、炊き出し、応急仮設住宅の建設等の救援に活用できる公園、広場などの施設、③都市部における一時的な避難に有効であると考えられる地下街等と規定される。</p> <p>市計画においては、法令の避難施設概念について、運用上、狭義の「避難施設」「福祉避難所」「一時集合場所」に区分し記述している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難施設（狭義） <p>法令上の「避難施設」のうち、学校、学習センター等の避難住民を収容することができる施設及び都市部における一時的な避難に有効であると考えられる地下街等をいう（福祉避難所を除く。）。</p> </li> <li>○ 福祉避難所 <p>法令上の「避難施設」のうち、高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。（救援の程度及び基準第2条関係）</p> <p>なお、厚生労働省と協議した上で選定する、公的宿泊施設、旅館及びホテル等の民間宿泊施設等の中で避難所として借上げ可能な施設を「借上げ避難施設」という。</p> </li> <li>○ 一時集合場所 <p>法令上の「避難施設」のうち、避難住民の誘導や運送の拠点となる場所で、鉄道駅や大型車両のアクセスが可能な駐車場のある公園、広場、駐車場等の公共施設であって、状況によっては、住民の一時的避難場所に活用できるとともに、炊き出し、応急仮設住宅の建設等救援に活用できるものをいう。</p> </li> </ul>
安否情報	<p>避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は、負傷した住民（市の住民以外の者で市に在るもの及び市で死亡したものを含む。）の安否に関する情報。（国民保護法第94条第1項関係）</p>

用 語	意 味
武力攻撃災害 【緊急対処事態における災害】	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害【武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害】をいう。(国民保護法第 2 条 4 項、第 183 条関係)
武力攻撃原子力災害【緊急対処事態における攻撃による原子力災害】	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害【武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害】をいう。(国民保護法第 105 条第 7 項第 1 号、第 183 条関係)
応急対策実施区域	武力攻撃原子力災害等の発生又はその拡大を防止するための応急の対策(「応急対策」という。)を実施すべき区域をいう。 (国民保護法第 105 条第 7 項第 1 号関係)
現地調整所	武力攻撃災害等が発生した場合等において、現地における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施するための活動についての協議、調整を行う場をいう。原則として、武力攻撃災害等の対処についての協議・調整の必要を認めた市現地指揮責任者が、その都度、集合場所を指定のうえ、招集するものとする。(県計画、県NBC災害等連携指針) なお、「現地調整所の在り方について」が内閣官房より示されている。
生活関連等施設	次に掲げる施設で国民保護法施行令で定めるもの。(国民保護法第 102 条第 1 項関係) 1. 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設 2. その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中の飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれのある物質(生物を含む。)で国民保護法施行令で定めるもの。(国民保護法第 103 条第 1 項関係)
国民保護等派遣	知事が、県の区域における国民保護措置等(治安の維持に係るものを除く。)を円滑に実施するため、自衛隊法第 8 条に定める自衛隊の部隊等の派遣を要請することができることをいう。(自衛隊法第 77 条の 4 関係)
赤十字標章等	第一追加議定書[千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書 I)をいう。]第 8 条(m)の特殊信号又は第一追加議定書第 18 条 3 の身分証明書及び白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章をいう。(国民保護法第 157 条第 1、2 項関係)
特殊標章等	第一追加議定書第 66 条 3 の国際的な特殊標章又は同条 3 の身分証明書をいう。(国民保護法第 158 条第 1 項関係)

参 考

用 語	意 味
トリアージ	<p>災害や事故などで同時発生した大量の負傷者を治療する際、負傷者に治療の優先順位を設定する作業。死亡・重傷・中等症・軽症を区分できるラベル（トリアージタグ）を、負傷者の手首などに巻き付ける。限られた医療資源で最大限の救命効果をもたらそうとするもの。（三省堂「デイリー新語辞典」）</p> <p>なお、医師以外にも、救急救命士、看護師等も行うことができるとされる。</p>